

令和 8 年度地域間幹線および地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について

1 趣旨

地域間幹線および地域内フィーダー系統確保維持計画とは、地域公共交通確保維持改善事業に基づき、対象となるバス路線を確保維持していくため、各市町の協議会において定める必要がある計画のことであり、対象路線を確保維持する目的や必要性、定量的な目標値等を示している。

令和 8 年度事業においても対象路線において国庫補助を受けるため、下記のとおり確保維持計画を定め、その内容について本協議会の承認をいただくもの。

2 対象路線

系統	補助要件	対象路線
地域間幹線	・ 複数市町にまたがる系統 ・ 経常赤字が見込まれる	服部線（守山駅→錦の里（イオンタウン野洲））
地域内フィーダー	・ 補助対象地域間幹線バス系統と接続している ・ 経常赤字が見込まれる	小浜線
		宅屋線、大宝循環線（くるっとバス）※

※くるっとバスは 3 市（草津市・栗東市・守山市）で共同運行するコミュニティバスであり、栗東市が当該路線においてフィーダー補助金を申請することから、本市においても確保維持計画の承認をいただくもの。

3 計画期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

※バス事業者における令和 8 年度事業

4 提出資料

別紙のとおり

5 スケジュール

令和 7 年 6 月	確保維持計画の認定申請（守山市地域公共交通活性化協議会→国）
10 月～令和 8 年 9 月	確保維持計画に基づく事業実施
令和 8 年 11 月頃	フィーダー補助金交付申請（守山市地域公共交通活性化協議会→国） ※幹線補助金は運行事業者にて交付申請し、国から運行事業者へ直接交付される。
令和 9 年 3 月頃	フィーダー補助金交付（国→守山市地域公共交通活性化協議会） フィーダー補助金振込 （守山市地域公共交通活性化協議会→運行事業者）